

総務第2271号
平成30年12月6日

各 部（局）代 表 課 長 様
各（総合）振興局副局長 様

総務部総務課長

停電発生時における携帯電話等の充電対応について

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電により、スマートフォンをはじめとする携帯情報端末が、家族や知人の安否確認はもとより、被害の程度やライフラインの復旧状況、被災者支援に関する情報などを把握する上で、重要な役割を果たすことが再認識されました。

また、充電が必要な障がい者支援機器を使用している方々が、今回の停電において日常生活に支障が生じたとの事例も報告されています。

これらの状況を踏まえ、今後同様の停電が発生した場合、庁舎に非常用電源等を有している施設（災害対応等に必要な電力を確保した上で、余力が見込まれる場合）が、地域の充電要望に対応していただくための手順などを定めた「対応マニュアル」を作成しました。

つきましては、趣旨についてご理解いただき、各出先機関への周知及び各庁舎での停電発生時における対応等につきましてよろしく申し上げます。

記

- 1 停電発生時における携帯電話等の充電対応マニュアル
別添のとおり
- 2 施行年月日
平成30年12月6日から
- 3 参考資料
平成30年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況（総務部総務課）

〔 総括グループ 〕
担当：佐藤
内線：22-126

停電発生時における携帯電話等の充電対応マニュアル

平成30年12月6日

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模停電により、スマートフォンをはじめとする携帯情報端末が、家族や知人の安否確認はもとより、被害の程度やライフラインの復旧状況、被災者支援に関する情報などを把握する上で、重要な役割を果たすことが再認識された。

また、充電が必要な障がい者支援機器を使用している方々が、今回の停電において日常生活に支障が生じたとの事例も報告された。

これらの状況を踏まえ、今後同様の停電が発生した場合、庁舎に非常用電源等を有している施設(災害対応等に必要な電力を確保した上で、余力が見込まれる場合)については、住民等への携帯電話及び障がい者支援機器等への充電対応に努めることとする。

1. 対象施設

- (1) 本庁舎、各(総合)振興局庁舎(石狩振興局を除く)
- (2) 出先機関庁舎

2. 充電対応基準

- (1) 災害対応等に必要な電源を確保した上で、なお電源に余力があると見込まれ、かつ停電の状況が次の場合
 - ・各振興局管内の全域が停電となる
 - ・長時間の停電により、住民生活への支障が見込まれる
- (2) その他、各庁舎管理者が必要と認める場合

3. 充電スペース

上記庁舎1階ロビー等の共用部等

4. 開放時間

8時45分～17時30分まで(勤務時間と同様)

※ 警備上の観点から、勤務時間内での対応を基本とするが、各庁舎管理者が必要と認める場合は、勤務時間外の対応も可能とする。

5. 対象機器

- (1) 携帯電話(スマートフォン、タブレット等を含む)
- (2) 障がい者支援機器(別紙のとおり)

6. 設営方法(例)

1階ロビー等にテーブル等を設置した上で、非常用電源コンセントからドラムリール等で配線し、電源タップを接続して充電スペースを設営する。

7. 設置数量

各施設の状況や来庁者数に応じて設置する。

8. 充電スペースの管理

充電スペースは、携帯電話等と障がい者支援機器のスペースを別々に確保するなど、配慮に努める。

また、設置スペースに職員を配置することが望ましいが、非常時は、災害対応等の業務が最優先となることから、定期的な巡回等により利用状況を確認し、充電時間等の調整を行う。

なお、機器紛失等のおそれがあるため、利用者が自己の所有機器付近で待機するよう説明に努めるとともに、あくまでも個人の責任において充電することを周知する。

9. 周知方法

各所属のホームページにて充電スペースを開放している旨、周知するとともに、積極的に各市町村との情報共有や報道機関への情報提供を行う。

10. 本庁への連絡

各庁舎管理者は、上記により充電スペースを開放(閉鎖)する場合、速やかに総務部総務課へ連絡すること。

11. 本庁の役割

総務部総務課は、上記連絡を受けた場合、総務部危機対策課と情報共有・連携を図るとともに、必要に応じて各(総合)振興局等に対して助言等を行う。

障がい者支援機器の主なもの

別紙

区分	機器名	機種	充電	機能等	使用にあたっての法的規制
人工臓器	人工内耳(体外装置)	電池式	—	聴覚障害があり、補聴器での装用効果が不十分な場合、手術で耳の奥へ器具を埋め込み、耳にかけた体外装置が音を電気信号に変え、直接聴神経を刺激し、言語等感知する機器。	なし
		充電式	可		
補装具 ※1	補聴器	充電式	可	聴覚障がい者が集音マイク等を使用して言語等感知する機器。	なし
	重度障がい者用意思伝達装置	充電式	可	言語障がい者がパソコン等のソフトウェアを使用して意思疎通を図る機器。	なし
日常生活用具 ※2	携帯用会話補助装置	充電式	可	発声、発話によるコミュニケーションが困難な障がい者が文字版の文字キーを押すことで文章等を作成し、発声させる機器。	なし
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	充電式	可	視覚障がい者が使用する図書等を読み上げる機器。	なし
	人工咽頭	充電式	可	声帯を損傷し、発声が困難な障がい者が喉元にマイク等を押して振動音を話し声に変換する機器。	なし

※1 補装具 ~ 障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものをいう。

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 日常生活用具 ~ 障がい者が日常生活上の便宜を図るための用具をいう。

「障害者自立支援法」